平成２３年（フ）第３１５号
佐賀市川副町大字福富18番地６
債務者　梅田　隆久
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
宮崎県延岡市昭和町１丁目２番地９
債務者　山口　祥子（旧姓稲田）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第５１９号
沖縄県南城市大里字稲嶺2127番地257
債務者　新垣　律子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５２０号
沖縄県南城市大里字稲嶺2127番地257
債務者　新垣　尚子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１３８号
岩手県花巻市二枚橋町大通り２丁目28番地４　ハイツＫスバル205号、前住所岩手県花巻市西宮野目第６地割355番地　県営宮野目アパート225号
債務者　佐藤　智彦
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第８８号
宮城県石巻市北上町橋浦字大須51番地、前住所宮城県石巻市北上町女川字二丁谷地91番地８
債務者　渋谷　幸利（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
宮城県石巻市北上町橋浦字大須51番地、前住所宮城県石巻市北上町女川字二丁谷地91番地８
債務者　渋谷紀久美
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第４２１号
秋田市牛島東４丁目７番７号
債務者　菅原　一郎
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２２号
秋田市牛島東４丁目７番７号
債務者　菅原　隆子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７０１号
さいたま市見沼区大字新堤７番地21　ペルソシア303、旧住所さいたま市見沼区島町702番地１　ライオンズガーデン東大宮弐番館503号
債務者　種本智恵子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９１２号
さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号　１―605
債務者　内山　明子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９２２号
さいたま市見沼区大字蓮沼820番地８　茂手木方
債務者　星野　絵里（旧姓茂手木）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９２８号
さいたま市浦和区木崎１丁目５番32―201号
債務者　京條　利明
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９２９号
さいたま市浦和区木崎１丁目５番32―201号
債務者　京條　尚美
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２００５号
埼玉県蓮田市大字蓮田501番地　ハイムロータス101号
債務者　石川　潤子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４４７号
兵庫県伊丹市緑ケ丘１丁目124番地グリーンハイツ405号、前住所兵庫県伊丹市寺本４丁目64番地17―605号
債務者　西山　美香
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第８３１号
兵庫県芦屋市若葉町４番１―611号
債務者　川西二三子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係